

1. 件名「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（169）」
2. 日時：平成29年6月6日 10時00分～12時00分
3. 場所：原子力規制庁 18階C会議室
4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

山口安全管理調査官、金子管理官補佐、津金管理官補佐、大塚安全審査官、  
吉村安全審査官、田口安全審査官、高嶋原子力規制専門員

事業者：

日本原子力発電株式会社：福山執行役員（発電管理室室長（許認可担当））

他9名

東北電力株式会社：火力原子力本部 原子力設備 担当

中部電力株式会社：原子力本部 原子力部 安全技術グループ 主任

北陸電力株式会社：原子力本部 原子力部 原子力耐震技術チーム 担当

中国電力株式会社：電源事業本部 担当課長（炉心技術）

電源開発株式会社：設備技術室 設備耐震技術タスク担当

## 5. 要旨

（1）日本原子力発電から、東海第二発電所の設置許可基準規則等への適合性のうち

「9条 溢水による損傷の防止等」について、提出資料に基づき説明があった。

原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

- 溢水影響に対して溢水を各フロアに滞留させる対策、循環水管伸縮継手の想定破損による溢水低減対策等、東海第二発電所の特徴である対策等は、申請書への記載を考慮し整理して説明した資料を提出すること。
- 各階における機能喪失高さ評価について、溢水を滞留させる対策の妥当性を含めて整理して説明した資料を提出すること。
- 溢水伝播経路について、全てのフロアを平面図で図示したうえで整理して説明した資料を提出すること。
- 全ての溢水防護区画について、当該区画内の堰の高さや溢水防護対象設備の名称等を整理して説明した資料を提出すること。
- 人員のアクセスルートにおいて、発生した溢水による水位に対しての裕度について、申請書への記載を考慮し整理して説明した資料を提出すること。
- 「第十二条の解釈に記載する安全機能と系統・機器」の表について、対象機器の重要度分類を含めて整理して説明した資料を提出すること。
- 溢水防護対象設備の選定結果について、整理して説明した資料を提出すること。

- 溢水から防護すべき系統設備について、自動減圧系の機能の位置付けを整理して説明した資料を提出すること。

(2) 日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

## 6. その他

提出資料：

- ・ 東海第二発電所 「第9条 溢水による損傷の防止等」の説明方針（ヒアリング及び審査会合における説明について）
- ・ 東海第二発電所 新規制基準適合への対応状況（溢水による損傷の防止等（第9条））
- ・ 東海第二発電所 審査会合における指摘事項に対する回答一覧表（溢水による損傷の防止等）